2026年11月6日

各　位

会 社 名　　株式会社コンセック
代表者名　　代表取締役社長　福田　多喜二
（コード：9895　東証スタンダード）
問合せ先　　執行役員管理本部長　細川　教子
（TEL　082－277－5451）

分配可能額を超えた剰余金の配当に関する外部調査結果
及びその再発防止策並びに公表が遅れた経緯について

当社は、2026年10月15日付「分配可能額を超えた剰余金の配当に関する調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2025年3月期の期末配当につきまして、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超えて配当金の支払いを行った件（以下、「本件」といいます。）について、外部調査委員会を設置し調査、原因分析を行いました。2026年11月5日付調査報告書を受け、本日2026年11月6日開催の取締役会において、関係者の法的責任の追及を行わない予定にあること及び今後の再発防止策を決定いたしました。並びに本件の公表が遅れた経緯について、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本件及び公表が遅れた経緯

当社は、2025年5月14日開催の取締役会にて決議し、2025年6月25日開催の第58回定時株主総会でご承認いただきました2025年3月期の期末配当（１株当たり27円、総額47,497,239円）を実施いたしましたが、当社の代表取締役（以下、「代表者」といいます。）及び取締役管理本部長（以下、「管理本部長」といいます。）は、定時株主総会２日前に当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下、「トーマツ」といいます。）の担当公認会計士(以下、「担当会計士」といいます。)からの説明により、本件に係る配当につき分配可能額が足りないことを認識するに至っていたものの、株主への影響を考慮し定時株主総会に本件に係る配当議案を付議いたしました。そして、代表者及び管理本部長は、本件に係る配当議案と同時に資本準備金1,500万円をその他資本剰余金に振り替える議案も定時株主総会において付議・承認されたこともあり、本件について公表の必要性を認識するには至りませんでした。

今般、トーマツより当社に対して、本件に係る配当が法令に違反するものであり、あらためて詳細な調査をする必要があることを指摘、提案されました。

このような事態を受け、本件の発生原因の解明と今後の再発防止を徹底するために、2026年10月15日付で弁護士２名と公認会計士１名からなる外部調査委員会を設置し、事実関係の調査、発生原因の究明、関係者等の責任の検討及び再発防止策の提言について検討を依頼し、2026年11月5日付で調査報告書を受領しました

２．調査の方法

水谷耕平弁護士を委員長とした外部調査委員会において、関係書類の確認、本件に係る取締役会に出席した取締役及び監査役並びに業務に関与した関係者にヒアリングを実施し、発生原因の究明及び再発防止策の提言、並びに本件に係る関係者の責任について検討を行い、提言をいただきました。

委員長　水谷耕平（水谷・木村法律事務所　弁護士）
委　員　藤岡達麻（ひまわり法律事務所　弁護士）
委　員　安部貴之（安部貴之公認会計士事務所　公認会計士）

３．調査により判明した事実

判明した事実の概要は次のとおりです。なお、調査報告書については、別添の「調査報告書」をご参照ください。

2025 年 3 月期においては減損損失 200 百万円を計上したことなどにより、当社単体の当期純損失が 232 百万円となり、同期末の利益剰余金は 72 百万円に減少いたしました。その他資本剰余金は 58 百万円でしたが、当社は 2024 年 12 月に自己株式を 57 百万円で取得し、2025 年 3 月期末の自己株式残高が 140 百万円となっていたため、2025 年 3 月期末の分配可能額はなく、配当は実施できない状況でした。

当社の計算書類等の作成業務は管理部が担っておりましたが、当初、分配可能額がないことに気づかず、株主総会直前の 2025 年 6 月 23 日に担当会計士から分配可能額を超える配当になることの説明が、代表者及び管理本部長にありました。

しかしながら、定時株主総会が２日後に迫っており、すでに本件に係る配当の実施を全株主に通知していること、これに応じて、多数の議決権行使書面や委任状が会社に送付されていたこと、定時株主総会の翌日に株主に対し配当を送金する準備もしていたこと、本件に係る配当議案の撤回や株主総会の延期等が法律的に有効に実施できるかも不透明であったことから、代表者及び管理本部長は、株主への影響が著しく予定を変更することは不可能と判断し、そのまま本件に係る配当議案は 2025 年 6 月 25 日の定時株主総会において付議・承認され、本件に係る配当が同月 26 日に実施されました。さらに、本件配当議案と同時に資本準備金 1,500 百万円をその他資本剰余金に振り替える議案も承認されており、当該振替えは債権者からの異議がなく、2025 年 9 月 1 日に効力が発生しています。

４．発生原因の分析

外部調査委員会の検証を踏まえた、本件の発生原因は以下のとおりです。

⑴ 役職員等関係者の知識、意識の欠如

取締役や管理部従業員において会社法が定める配当規制を認識していなかったという認識の欠如と、そもそも分配可能額をチェックする行為自体に考えが至っていなかったという意識の欠如がありました。

⑵ チェック体制、方法の不備

会社の内部体制として、剰余金の配当が分配可能額内であることを検証する体制が構築できておりませんでした。

⑶ 内部統制の機能不全

会社の内部統制として、違法配当をけん制する仕組みを整備する契機もなかったため、十分な内部統制が構築できておりませんでした。

５．再発防止策

⑴ 社内研修等の実施

取締役、監査役及び担当部署の従業員には、会社法や金融商品取引法等の基本的な法令についての研修を実施いたします。これにより、財源規制を含めて、正確な法令の理解に努めます。

⑵ 業務分掌の明確化と作業方法の策定

配当に関する業務分掌及び配当案策定の経路を定め、担当部署の責任者及び担当取締役において内容確認を確実に実施いたします。

また、計算書類等から配当議案の作成までの作業については、手順書やチェックリストを作成して「見える化」を図ってまいります。

⑶ 役員会の審議方法の改善

役員会資料については、事前に取締役や監査役が議案を精査、吟味する時間を確保できるよう、事前配布を徹底するよう努めてまいります。

また、配当議案については、配当原資の確認と配当額を算定した資料を別途準備いたします。

⑷ 内部監査の充実化

内部監査については、内部監査計画に従って業務プロセスレベルの確認を徹底するとともに、配当議案作成プロセス等を監査対象に含めてまいります。

また、会社として内部統制の仕組みが有効に機能しているかを再度検証し、内部監査の実効性を高めてまいります。

⑸ 内外部人材の活用

今後、本件配当議案など相当程度の専門知識が必要な案件を相談するため、外部人材を積極的に活用する体制を構築してまいります。

６．本件に関する役員報酬の返納

本件に係る配当議案の提案に同意した取締役全員（６名）は、本件を重く受け止め、報酬３か月相当分の１割から３割を自主返納する旨の申し出があり、本日 2026 年 11 月 6 日開催の取締役会において、これを受理いたしました。

監査役についても、監査役全員（３名）から報酬の３か月相当分の１割を自主的に返納する旨の申し出があり、本日 2026 年 11 月 6 日開催の監査役会において、これを受理いたしました。

７．関係者の責任

本件に関する関係者の責任について、外部調査委員会の検討結果は以下のとおりです。

⑴ 刑事責任

刑事責任は故意犯であるところ、代表者及び管理本部長以外の取締役及び監査役については、本件配当が分配可能額を超えるものであることを全く認識していなかったことから、これらの取締役及び監査役に刑事責任が生じる余地はない。

他方、代表者及び管理本部長は、事前に担当会計士から本件配当が分配可能額を超えるものであるとの説明を受けていたことから、株主総会前に本件配当が分配可能額を超えるものであることを認識していたことは否定できない。しかしながら、本件配当に関する取締役会決議時には分配可能額を超えるとは全く認識しておらず、株主総会のわずか２日前に事実を知らされ、それに対応する具体策も見いだせない状況であったこと、先だって将来の配当原資を確保する措置を決めており、本件配当が可決された株主総会において資本準備金をその他資本剰余金に振り替える議案が同時に可決されていたこと、その後の債権者保護手続においても債権者から異議がでておらず、本件配当は実質的には会社債権者に影響を及ぼすような行為であると評価するには至らないと考えられることなどの事情を考慮すれば、当委員会としては、本件事案は、刑事責任を追及する必要がある事案とまでは認められないと考える。

⑵ 民事責任

ア 取締役の責任

本件に関与する代表者及び管理本部長並びにその他取締役会決議に賛成した取締役は、いずれも注意を怠らなかったとまで認めることはできない。

しかしながら、配当規制は資本充実の観点から会社債権者保護のために要求されるものであると考えられるところ、当社では資本金及び資本準備金は十分確保されている。特に、本件配当と同時に資本準備金をその他資本剰余金に振り替えることが決議されており、その後の債権者保護手続においても異議は出されていない。そして、実際に配当された金額は 47 百万円と上記資本金等の規模と比較しても決して多額ではなく、しかも、安定配当を基本方針としていることから、万一本件配当を実施しなかったとしても、その相当額は別途配当として株主に還元していたと考えられるところでもある。そうであれば、本件配当を実施したことにより当社の財務を棄損させたとは評価できず、会社債権者保護の見地から見

ても、別途経済的な補填をする必要まではないと考えることが可能である。

また、本件配当議案を株主総会に付議することを決議した2025年5月14日の取締役会時点で、取締役全員が分配可能額に違反することを認識しておらず、株主総会のわずか２日前にそれが不足することを伝えられた代表者及び管理本部長において他の具体的な方策を見出すことができなかったこと、トーマツが分配可能額について確認していたと信じることも会社側から見た会計実務からは無理からぬことであること、これまで当社は分配可能額を超える配当を実施したことはなく、本件配当だけ一回的に違法な内容となってしまったことなどを考慮すると、取締役の責任の質的、量的な程度は高くないと評価し得る。

その他、本件配当議案に賛成した取締役は報酬の３か月分の１割から３割相当額を自主返納する予定であるほか、代表者と管理本部長は再発防止策を積極的に講じる姿勢を見せている。

以上の事情を総合考慮すると、当委員会としては、分配可能額を超える配当を実施したことの落ち度は重ねて認識してもらう必要があるものの、会社法上の責任を追及する必要性までは認められないものと判断する。

イ　監査役の責任

監査役の職務は、取締役の職務執行の適法性を監査するものであるから、取締役が配当を実施するにあたり、分配可能額を超える配当を未然に防ぐための措置を取るべきであったところ、このような対応を取った形跡はなく、2025年5月14日に開催された監査役会においても何ら意見を述べた事実は認められず、監査役には任務懈怠があったと評価し得る。

もっとも、本件配当が実質的には当社の財務を棄損させたとは認められないこと、監査役全員が分配可能額を超過することを認識していなかったこと、監査役も報酬の３か月分の１割相当額の自主返納や再発防止のための対応を見せていることから、当委員会としては、監査役についても、損害賠償責任を追及する必要はないものと判断する。

ウ　会計監査人の責任

会計監査人は、その任務を怠ったときは会社に対し損害賠償責任を負うところ、剰余金の配当議案は会計監査人の直接の監査対象ではない。一方で、会計監査人は会社法に違反する重大な事実である違法配当について、会社法第397条第1項に基づき監査役会に報告すべき対象であったことは否定できない。

しかしながら、配当の実施の可否はあくまで当社が判断すべきことであるほか、担当会計士が認識した時期も株主総会のわずか３日前であり、担当会計士は一応代表者に直ちに報告をしている事情もある。また、担当会計士が故意に監査役に報告しなかったというわけでもない。さらに、本件配当議案と同時に資本準備金1,500百万円をその他資本剰余金に振り替える議案が決議されており、当該振替えは債権者からの異議がなく、2025年9月1日に効力が発生していることからすれば、結果として配当原資は確保されており、分配可能額規制が企図するところの債権者保護の趣旨は損なわれていないと評価できる。

以上を総合的に勘案すると、当委員会としては、監査役会への報告はすべきだったと考えられるものの、会計監査人についても、損害賠償責任を追及する必要まではないものと判断する。

上記外部調査委員会による検討結果を踏まえ、当社は現時点において関係者に対する法的責任の追及を行うことは予定しておりません。

８．今後の見通し

当社はこの度の事態を重く受け止め、再発防止策を着実に実施するとともに、強固な内部管理体制の構築に努めてまいります。

以上

2026 年 11 月 5 日

株式会社コンセック　御中

調査報告書

外部調査委員会

委員長　　水　谷　耕　平

委　員　　藤　岡　達　麻

委　員　　安　部　貴　之

第１　本調査の概要

１　調査に至る経緯

株式会社コンセック（以下「コンセック」という。）は、2025 年 6 月 25 日の株主総会において、次のとおり剰余金の配当（以下「本件配当」という。）を決議し、配当金の支払いを実施した。

取締役会決議日	2025 年 5 月 14 日
株主総会決議日	2025 年 6 月 25 日
配当実施日	2025 年 6 月 26 日
基準日	2025 年 3 月 31 日
１株あたり配当金	27 円
配当金総額	47,497,239 円

下記第２で述べる事実経過のとおり、本件配当は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」という。）からの指摘により、会社法及び会社計算規則（会社法第 461 条、446 条 1 号、会社計算規則第 149 条、150 条、158 条）により算定した分配可能額（以下、単に「分配可能額」という。）を超過した配当であることが判明した。

これを受けて、コンセックは、2026 年 10 月 15 日、本件配当にかかる事実関係や原因等の調査（以下「本調査」という。）を実施するため、利害関係のない社外の中立的な第三者で構成する外部委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

２　当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長　　水　谷　耕　平（弁護士　水谷・木村法律事務所）
委　員　　藤　岡　達　麻（弁護士　ひまわり法律事務所）
委　員　　安　部　貴　之（公認会計士　安部貴之公認会計士事務所）

３　本調査の目的（委嘱事項）

当委員会がコンセックからの委嘱により本調査の目的とした事項は、次のとおりである。

①　本件配当に至る事実関係の調査
②　本件配当の発生原因の究明
③　関係者等の責任の検討
④　再発防止策の提言

４　本調査の期間及び方法

本調査は、2026 年 10 月 15 日から同年 11 月 5 日までの期間実施した。

本調査において、当委員会は、取締役会議事録、監査役会議事録、株主総会議事録その他の本件配当の関係書類、内部監査に関する社内規程等を確認するとともに、本件配当当時の取締役及び監査役並びに本件配当に至るまでの手続に関与した可能性のあるコンセック従業員に対してヒアリングを実施した。

また、トーマツのコンセック担当公認会計士（以下「担当会計士」という。）に対しても事実関係を照会した。

第２　調査結果

１　本件配当に至る事実関係

(1)　コンセックの概況

ア　沿革

コンセックは、1967 年 11 月に設立（旧商号：建設サービス株式会社）された会社であり、1990 年 4 月に現在の商号である株式会社コンセックに変更した。同年 11 月に日本証券業協会への店頭登録により株式を公開し、2004 年 12 月にジャスダック証券取引所に株式を上場した。2013 年 7 月、同取引所と大阪証券取引所の統合に伴い東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）に上場後、2022 年 4 月、東京証券取引所の市場区分の見直しにより、スタンダード市場に移行し、現在に至っている。

イ　事業内容

コンセックは、連結子会社 9 社及び持分法適用会社 1 社で構成されており、切削器具事業（穿孔・切断機器、ダイヤモンド切削消耗品の製造、販売及び建設資材・工具の販売等）、特殊工事事業（アンカー工事、ダイヤ穿孔・切断工事、ワイヤーソー工事等）、建設・生活関連品事業（コンプレッサー等の建設機械・工具の販売、住宅・ＯＡ機器等の賃貸）等を業としている。

ウ　配当政策

コンセックは、安定配当を最重要課題と位置付けており、企業体質の強化を図りながら経営成績に応じた適正なる成果の配分を行うことを基本方針としている。配当性向は年間 30%以上を目処に安定的・継続的な配当の実施を基本としている。2025 年 3 月期に策定した中期経営計画でも、以降 5 年間の安定配当を方針としている。

また、「毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会決議をもって中間配当金として

剰余金の配当を行うことができる」旨の定款を定めている。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会である。

近年は、2023年3月期（第56期）が1株あたり25円、2024年3月期（第57期）が1株あたり25円、2025年3月期（第58期）が1株あたり27円、2026年3月期（第59期）が1株あたり27円の配当を実施している。なお、これらの期間において中間配当は実施されていない。

エ　配当実施の業務過程

コンセックでは、管理部が会社法に規定された計算書類等の作成作業を担っており、管理部を所管する取締役管理本部長（以下「管理本部長」という。）において、計算書類等の承認及び剰余金処分についての取締役会付議議案（以下「配当議案」という。）を作成し、取締役会で配当議案の説明を行い、株主総会に付議することが決議されていた。

なお、管理部には、計算書類等の作成や剰余金処分の業務過程に関するマニュアル類は存在しない。

オ　内部統制システムの整備状況

コンセックでは、全役職員が業務分掌規程や職務権限規程に基づき、職務を遂行するとともに、内部監査部門が業務遂行状況を監視し、随時必要な内部監査を実施するとされていた。具体的には、代表取締役直轄のコンプライアンス委員会及び内部監査室が内部監査を実施しており、内部監査は、年間の内部監査計画に基づき、各部署及び関係会社の業務執行状況について、違法性、妥当性、効率性等の内部統制に関する監査、コンプライアンス進捗状況を監査する方針であった。内部監査の結果は、代表取締役、各担当役員、取締役会に報告するとともに監査役会にも報告するものとされていた。ただし、後述するとおり、コンセックにおける内部監査の実態は相当程度形骸化していた。

(2)　分配可能額に関する認識、理解

ア　役員の構成

本件配当にかかる取締役会決議当時、取締役は6名（うち1名は社外取締役）、監査役は3名（うち2名は社外監査役）が選任されていた。このうち、取締役には税理士資格を持つ者が2名いたものの、弁護士、公認会計士の資格を有する者はいなかった。監査役には弁護士資格を有する者が1名いたが、公認会計士の資格を有する者はいなかった。

イ　分配可能額規制についての取締役の認識、理解

当委員会で、本件配当にかかる取締役会決議当時の取締役6名のうち5名（1名は死亡のため聴取不可）から事情を聴取したところ、5名全員が、会社法が定める分配可能額に関する規制内容や、その算定にあたり自己株式の取得総額が控除されるという知識はなかった。各取締役の理解は区々であるものの、資本金や資本剰余金が存在すること、子会社から配当を受けることにより原資を確保できること、連結ベースの利益剰余金は本件配当額を超えていたことなどの理由から、本件配当議案を株主総会に付議することを決議した取締役会時点で、配当実施は可能であるとの認識であった。また、5名全員が、企業会計の専門家である会計監査人が確認していたはずという認識であった。

ウ　分配可能額規制についての担当部署（管理部）部長の認識、理解

本件配当当時、計算書類等の作成作業を担う部署の管理部長は、利益剰余金が配当額を上回れば分配可能額を満たすとの認識であった。自己株式の取得総額が分配可能額から控除されるという認識はなかった。実際、2025年3月期の利益剰余金は72百万円計上されており、本件配当額を超える金額であったことから、管理部長は本件配当を実施しても問題はないと考えていた。

エ　分配可能額規制についての監査役の認識、理解

常勤監査役及び社外監査役のうち1名は、配当について分配可能額に関する法規制の内容を認識していなかった。

また、弁護士である社外監査役1名は、法規制の内容は認識していたものの、担当取締役やトーマツを信頼していたため、分配可能額を確認する意識がなかったとのことであった。

(3)　本件配当に至る経過

ア　コンセックの配当方針

上述のとおり、コンセックでは株主への安定配当を基本方針としており、2025年3月期の1株あたり27円という期末配当の金額は、2024年3月期決算短信（2024年5月13日開示）で予定されていた。

また、今後所有する固定資産の減損処理が見込まれるため、将来的な安定配当を実施するために、2025年3月期中において、資本準備金を配当原資であるその他資本剰余金に振り替える方針も決めていた。

イ　業績推移

本件配当が分配可能額を超えた財務上の理由を説明するため、2023年3月期から2026年3月期までの4事業年度の業績推移を以下に示す。

（百万円）	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	7,504	8,197	8,051	7,966
経常利益	84	93	△47	△27
当期純利益	△129	138	△232	△199
総資産	9,795	10,461	9,869	9,939
純資産	6,900	7,171	7,004	6,783
（内訳）				
資本金	4,090	4,090	4,090	4,090
資本準備金	2,551	2,551	2,551	1,051
その他資本剰余金	61	61	58	1,558
利益剰余金	254	349	72	△174
自己株式	△103	△103	△140	△140
評価差額金	44	222	372	397

2025年3月期の経常利益は、会社予想に反して同期第4四半期の売上が落ち込んだため△47百万円の赤字となり、さらに、同期の減損処理で約200百万円を計上したため、同期は△232百万円の純損失となった。この業績については、2025年5月12日に適時開示されている。これにより、前年度の2024年3月期末の利益剰余金は349百万円計上されていたところ、2025年3月期末の利益剰余金は72百万円と大きく減少し、その余の配当原資となるその他資本剰余金58百万円と合計すると、分配可能額算定の基礎となる原資は130百万円であった。

他方、2024年3月期までの自己株式の取得総額は103百万円であったが、2025年3月期中に自己株式を取得した結果、同期末にコンセックが所有する自己株式の取得総額は140百万円となった。

この結果、2025年3月期の分配可能額はなく、配当は実施できない状況であった。

ウ　本件配当の取締役会決議

本件配当を含む株主総会付議議案は管理本部長が作成し、2025年5月14日の取締役会に付議した。定時株主総会への付議議案は、本件配当のほか、取締役7名の選任、資本準備金の額の減少の合計3議案であった。本件配当の内容は上述のとおりであり、また、資本準備金の議案は、2025年3月期末の資本準備金2,551百万円のうち1,500百万円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えるという内容であった。

取締役会の資料は当日の席上で配布されていたが、本件配当の前提となる分配可能額に関する資料や説明はなかったほか、計算書類等に関する資料としては、2025年5月12日に適時開示された決算短信（連結ベース）が配布されているだけであった。

そして、出席した取締役から本件配当に関する意見は述べられず、本件配当を含む上記3議案を株主総会に付議することは、同月14日の取締役会で出席取締役全員の賛成により議決された。

エ　会計監査人の監査報告

2025年5月22日、コンセックはトーマツから独立監査人の監査報告書を受領した。その監査意見は、コンセックの計算書類等が、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」という内容であった。

オ　株主総会直前の会計監査人からの指摘

定時株主総会は、2025年6月25日午前10時から開催予定とされ、同月6日、株主総会招集通知が発送された。

開催日の3日前である同月22日、トーマツの担当会計士は、本件配当につき分配可能額が足りないことを認識し、翌23日、コンセック本店事務所を訪問し、応対した管理本部長及び管理部長に対し、本件配当につき分配可能額が足りず、配当が実施できないことを説明した。これに対し、管理本部長らは、急ぎ代表取締役（以下「代表者」という。）に報告し対応を協議する必要があると判断したため、管理本部長、管理部長、担当会計士は代表者の部屋に移動し、代表者と対応を協議した。

代表者や管理本部長は、担当会計士の説明に対し、今さら言われても困るなどの憤りを含んだ意見のほか、株主総会で資本準備金をその他資本剰余金に振り替えることを決議することや、子会社の利益剰余金を親会社に移すこともできることから、実質的に分配可能額に関する問題は解消されるのではないかという見解も述べた。

直前に迫った株主総会での対応については、すでに本件配当の実施を全株主に通知していること、これに応じて、多数の議決権行使書面や委任状が会社に送付されていたこと、株主総会の翌日に株主に対し配当を送金する準備もしていたこと、本件配当議案の撤回や株主総会の延期等が法律的に有効に実施できるかも不透明であったことから、会社としては、株主への影響が著しく予定を変更することは不可能と判断し、本件配当議案を2日後の株主総会に付議することとした。

なお、担当会計士からは、分配可能額を超える配当を実施した場合、取締役に会社に対する配当相当額の填補責任などが発生する旨の経済的な責任に関する説明はあったものの、本件配当議案を撤回するための方策等について、具体的な助言や

提案をした事実までは認定できなかった。

カ　株主総会決議

2025 年 6 月 25 日、本件配当は定時株主総会で承認され、同月 26 日、本件配当が実施された。

また、同じく上記株主総会に議案として付議された資本準備金減少の件についても承認され、債権者異議期間を経て、2025 年 9 月 1 日、資本準備金 2,551 百万円のうち 1,500 百万円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替える処理が実行された。

キ　本件配当実施後の会計監査人からの指摘

2026 年 10 月 7 日、上記担当会計士からコンセックに対し、トーマツ内部で検討した結果として、本件配当については、法令に違反するものであり、あらためて詳細な調査をする必要があることを指摘、提案された。これを受けて、コンセックは、同月 15 日、原因の解明、今後の対応及び再発防止に向けた方針を調査、検討するため、当委員会による外部調査を実施することを決定した。

(4)　監査状況

ア　剰余金の配当議案に関する内部監査

内部監査室は、規程の整備や適切な職務分掌等の有無といった全社的な観点から会社の組織運営・決算財務報告プロセスなどが有効に機能していることを毎期確認している。しかしながら、取引の開始や承認等といった業務プロセスレベルでの内部統制の確認については、一部の営業所の取引内容等を監査しているにすぎず、配当議案や計算書類の作成プロセス等の確認は監査対象とされていなかった。そのため、剰余金の配当議案に対しても、内部監査室は、分配可能額内の配当であるかを会社が検証する体制になっているかどうかを監査対象にしていなかった。

その結果、2025 年 3 月期において、内部監査室は本件配当議案が分配可能額内かどうかの確認・計算を行っていない。

イ　会計監査人による監査内容

連結会計年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の連結計算書類及び事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の計算書類については、トーマツにより法定監査を受けている。

当委員会がトーマツに対して、本件配当に関する監査手続の内容等について照会したところ、剰余金の配当議案は監査対象ではないとの回答であった。

もっとも、コンセックは、将来の安定配当実施を念頭に、2025 年 3 月期においても期中に資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えることをトーマツと協議しており、これを受けて、コンセックは資本準備金をその他資本剰余金に振替えることを決定している。

その後、第 4 四半期における業績が原材料価格の高騰などに起因して市況が大きく冷え込んだ影響を受け、大幅に悪化することとなった。さらには、当該業績悪化も影響し、会社が保有する有形固定資産に減損の兆候が生じ、第 4 四半期において 200 百万円の減損損失を計上することとなり、結果として、自己株式控除後の分配可能額がマイナスに陥ることとなったが、上述のとおり、2025 年 6 月 23 日までトーマツからコンセックに対し分配可能額を超える配当になることの指摘はなかった。

なお、トーマツは、本件配当が分配可能額を超過していることを株主総会 3 日前の 2025 年 6 月 22 日に認識し、代表者や管理本部長らには報告したが、担当会計士において、監査役会に報告するという考えには至らなかったという理由から、監査役会に報告することはなかった。

2　原因分析

(1)　発生原因の概要

分配可能額を超える配当を実施してしまった最大の原因は、取締役や管理部従業員において会社法が定める配当規制を認識していなかったという知識の欠如と、そもそも分配可能額をチェックする行為自体に考えが至っていなかったという意識の欠如にある。

その結果、本件配当に至る手続の中で、管理部及び管理部長による分配可能額の検討はなされておらず、取締役会に付議する本件配当に関する株主総会議案を作成した管理本部長も、分配可能額に関する検討はしなかった。それは取締役会に出席した他の取締役も同じであり、上記知識と意識の欠如により、分配可能額の確認と配当額との突合を行うこともなく、株主総会決議にまで至ったというのが実態であった。

また、監査役にも配当規制に関する知識が乏しかったことや、財務について内部監査が及んでいなかったことなど、適切なチェック体制がなかったため、分配可能額を超える配当を未然に防ぐ契機もなかったと言える。

(2)　役職員等関係者の知識、意識の欠如

上述のとおり、本件配当議案を作成した管理本部長、計算書類等の作成を担っていた管理部長を含め、当時の取締役全員（死亡した 1 名を除く）に分配可能額に関する知識がなかった。それぞれの認識、理解は区々であるが、大要、資本金、資本準備金といった潜在的に分配できる原資が存在すること、実際に資本準備金をその他資本剰

余金に振り替えることを取締役会で決議していたこと、連結ベースで見れば子会社の利益剰余金をコンセックに移転することも可能であることなどから、詰まるところ「資金があるから配当できる」という認識であった。

実際、2025 年 3 月期のコンセックの資本金は 4,090 百万円、資本準備金は 2,551 百万円計上されており、また、連結ベースでは利益剰余金が 603 百万円計上されていたことから、潜在的な配当原資の存在は認められた。

また、コンセックは安定配当を基本方針としており、近年も 1 株あたり 25 円または 27 円の配当を実施していたが、毎年同様の配当方針や内容であったため、配当議案の作成作業も定例的、定型的になっていた。そのため、特段、本件配当について分配可能額を検討するという意識が醸成される環境もなかった。

さらに、取締役全員や管理部長の認識として、分配可能額という専門的な規制内容については、会計監査人であるトーマツが確認していたはずであり、トーマツは 2025 年 3 月期に 1 株あたり 27 円の配当を実施することは計算書類等作成前から知っていたので、本件配当に問題があればトーマツが指摘するはずだという考えがあった。そのトーマツから代表者らは株主総会のわずか 2 日前に本件配当が分配可能額を超えるものであることを伝えられたが、この段階でも、代表者らは、監査役や顧問弁護士等の専門知識がある者に相談して法令違反とならないような方策を見出す意識はなかった。

なお、監査役の認識、理解も同様であり、一部の監査役には分配可能額に関する知識はあったものの、全般的に認識、意識が不足していたことや、管理本部長やトーマツを信頼していたことから、本件配当を未然に防ぐことができなかった。

このような知識、意識の欠如により、本件配当は取締役会を通過して株主総会での議決に至ったものと認められた。

(3) チェック体制、方法の不備

上述のとおり、聴取対象となった取締役 5 名全員の認識不足のもと、本件配当議案が分配可能額を超過していないかはトーマツが確認するものとの認識であったことから、会社の内部体制として、剰余金の配当が分配可能額内であることを検証する体制は構築されていなかった。

また、内部監査室も同じ認識のもと、剰余金の配当議案の適法性担保に係る会社の内部統制が整備・機能しているかを確認していなかった。

以上のとおり、会社の内部体制として分配可能額内の配当であることを確認する体制が整備されておらず、本件違法配当を未然に防止することができなかったと言える。

(4) 内部統制の機能不全

コンセックにおいては、剰余金の配当議案が違法配当となっていないかの確認につき、トーマツが確認していたはずであると考えており、会社の内部統制として、違法配当をけん制する仕組みを整備する契機もなかったため、十分な内部統制を構築できる状況ではなかったと言える。

しかしながら、本来会計監査人は会社の外部組織であるため、会社の内部統制に会計監査人を組み込むことはできず、剰余金の配当議案も会社内部でチェックする体制を設ける必要があった。

3　関係者の法的責任の検討

(1)　刑事責任

会社法第 963 条 5 項 2 号は、「法令又は定款の規定に違反して、剰余金の配当をしたとき」について、取締役や監査役等の刑事責任を定める。この刑事責任は故意犯であるところ、代表者及び管理本部長以外の取締役及び監査役については、本件配当が分配可能額を超えるものであることを全く認識していなかったことから、これらの取締役及び監査役に刑事責任が生じる余地はない。

他方、代表者及び管理本部長は、事前に担当会計士から本件配当が分配可能額を超えるものであるとの説明を受けていたことから、株主総会前に本件配当が分配可能額を超えるものであることを認識していたことは否定できない。しかしながら、代表者及び管理本部長が、本件配当が分配可能額を超えるものであることを知ったのは株主総会のわずか 2 日前であり、その時点では既に招集通知の発送により全株主に対し配当の実施を提案し、2 日後の株主総会のために、すでに多数の議決権行使書面や委任状がコンセックに送付されている状況であった。また、担当会計士からは本件配当議案を撤回する方策等の具体的な助言や提案もなかったことから、代表者及び管理本部長の認識においては、厳密な意味での可否は別として、この時点では、予定に従って株主総会を開催して本件配当を含む議案の承認を得ること以外の方策が見出せない状況にあったといえる。

また、分配可能額の趣旨、目的から見ても、本件配当の金額は 47 百万円とコンセックの財務に重大な影響を及ぼす支出とは認められないことに加えて、資本金が 4,090 百万円存在する中で、本件配当と同時に資本準備金 2,551 百万円のうち 1,500 百万円を減少して同額を配当原資となるその他資本剰余金に振り替える株主総会決議が可決されており、その後の債権者保護手続においても債権者から異議が出なかったことを踏まえて考えると、実質的に本件配当により会社債権者保護という配当規制の趣旨が損なわれたとは言えないとも評価し得る。しかも、配当決議と同時に資本準備金をその他資本剰余金に振り替えることを決議し、当該振替後の分配可能額をもって当該配

当を実施することは可能と解されており[1]、そうであれば、本件配当についても、債権者保護期間の規制に抵触しない時期を配当実施日とする議案内容にしておけば、会社法に抵触する結果にもならなかった。このことを考えると、なおさら本件配当は実質的に配当規制の趣旨を損なうものではなかったと評価することも可能である[2]。

加えて、代表者及び管理本部長は、分配可能額という会計、会社法の専門的な内容については専門知識、経験を有するトーマツが確認していると認識しており、特に、2025 年 3 月期中から安定配当のための資本準備金の振替についてトーマツと相談しながら進めていた事情などを考慮すると、本来的に分配可能額の判断は会社が責任を負うことは当然だとしても、トーマツが確認していると信頼することは無理からぬことであったと言える。

以上の事情、特に、本件配当に関する取締役会決議時には分配可能額を超えるとは全く認識しておらず、株主総会のわずか 2 日前に事実を知らされ、それに対応する具体的方策も見いだせない状況にあったこと、先立って将来の配当原資を確保する措置を決めており、本件配当が可決された株主総会において資本準備金をその他資本剰余金に振り替える議案が同時に可決されていたこと、その後の債権者保護手続においても債権者から異議が出されておらず、本件配当は実質的には会社債権者に影響を及ぼすような行為であると評価するには至らないと考えられることなどの事情を考慮すれば、当委員会としては、本件事案は、刑事責任を追及する必要がある事案とまでは認められないと考える。

(2) 民事責任

ア 取締役の責任

株式会社が財源規制に反する配当を行った場合、当該配当に関する職務を行った業務執行取締役、剰余金の配当による金銭等の交付に関する職務を行った取締役、株主総会において剰余金の配当に関する事項について説明をした取締役、剰余金の配当の決定に係る取締役会において剰余金の配当に賛成した取締役、株主総会における総会議案提案取締役、及び配当の決定に係る取締役会における取締役会議案提案取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明しない限り、会社に対し、連帯して、配当額に相当する金額を填補する義務を負うものとされている（会社法第 461 条 1 項 8 号、462 条 1 項柱書、同項 6 号、同条 2 項、会社法施行規則第 116 条 15 号、会社計算規則第 159 条 8 号)。

[1] 有斐閣・株式会社法第 9 版・江頭憲治郎 728 頁

[2] 形式的には財源規制に反していても、留保した利益を考慮に入れれば、実質的には財源規制に反していない場合には、本罪が成立しないと解することも可能と指摘されている（落合誠一編、会社法コンメンタール 21-雑則(3)・罰則 108 頁）

本件については、取締役全員が責任の対象になるとされ[3]、「その職務を行うについての注意を怠らなかったことを証明」しない限りはその責任を負う（会社法第 462 条 2 項）。

そこで、代表者及び管理本部長において、本件配当を株主総会に議案として提出したこと、並びに、本件配当議案に関する職務を行ったことについて注意を怠らなかったか否かについて検討すると、上述のとおり、その根本的な原因は取締役が分配可能額に関して知識不足であったこと、本件配当議案は配当という会社の資金を処分する重要な支出行為であること、本件配当議案を含む株主総会の議案はわずか 3 件であり、その行為の適法性の確認を経営の専門家たる取締役に求めることは無理とは言えないことからすれば、株主総会に議案を提出した代表者、本件配当に関する職務を行った管理本部長については、注意を怠らなかったとまで認めることはできない。

また、その他取締役会決議に賛成した取締役については、確かに配当の財源規制は専門的な知識を必要とする分野であり、担当外の職務の法規制についてまで確認義務を画一的に要求されるのであれば、多様な知識、経験を経営に集中させるという実益に反するという事情は理解できるものの、取締役は、その職務上の地位からすれば会社法その他の関係法令を遵守して剰余金の配当をすべき職務を負っていると考えられる。そして、本件配当は、株主の自益権に基づく会社資金の分配という重要な財産処分行為であり、特に、2025 年 3 月期では 232 百万円の純損失を計上していたことからすると、配当原資の存在に疑念を持ってしかるべき状況であったと言える。そうであるにもかかわらず、取締役において、計算書類等の確認もせず、それに対する質疑もなしに本件配当議案に賛成したのであるから、これらの取締役についても注意を怠っていなかったとまで認めることはできない。

しかしながら、上述のとおり、配当規制は資本充実の観点から会社債権者保護のために要求されるものであると考えられるところ、コンセックでは資本金及び資本準備金は十分確保されている。特に、本件配当と同時に資本準備金をその他資本剰余金に振り替えることが決議されており、その後の債権者保護手続においても異議は出されていない。そして、実際に配当された金額は 47 百万円と上記資本金等の規模と比較しても決して多額ではなく、しかも、安定配当を基本方針としていることから、万一本件配当を実施しなかったとしても、その相当額は別途配当として株主に還元していたと考えられるところでもある。そうであれば、本件配当を実施したことによりコンセックの財務を棄損させたとは評価できず、会社債権者保護の見地から見ても、別途経済的な補填をする必要まではないと考えることが可能である。

[3] 会社法第 462 条 1 項 6 号ロ及び会社計算規則第 159 条 8 号ハの定める取締役会に、株主総会への付議を決定した取締役会が含まれるかの論点があるが、旧商法上の解釈と別異に解する根拠がないことから、当委員会は含まれるものとの見解を採用する。

また、上述のとおり、本件配当議案を株主総会に付議することを決議した 2025 年 5 月 14 日の取締役会時点で、取締役全員が分配可能額に違反することを認識しておらず、株主総会のわずか 2 日前にそれが不足することを伝えられた代表者及び管理本部長において他の具体的な方策を見出すことができなかったこと、トーマツが分配可能額について確認していたと信じることも会社側から見た会計実務からは無理からぬことであること、これまでコンセックでは分配可能額を超える配当を実施したことはなく、本件配当だけ一回的に違法な内容となってしまったことなどを考慮すると、取締役の責任の質的、量的な程度は高くないものと評価し得る。

その他、本件配当議案に賛成した取締役は報酬の 3 か月分の 1 割から 3 割相当額を自主返納する予定であるほか、代表者と管理本部長は再発防止策を積極的に講じる姿勢を見せている。

以上の事情を総合考慮すると、当委員会としては、分配可能額を超える配当を実施した落ち度は重ねて認識してもらう必要があるものの、上記会社法上の責任を追及する必要性までは認められないものと判断する。

イ　監査役の責任

監査役は、その任務を怠ったときは会社に対し損害賠償責任を負うところ（会社法第 423 条 1 項）、監査役の職務は、取締役の職務執行の適法性を監査するものであるから、取締役が配当を実施するにあたり、分配可能額の有無及び内容を自ら確認するか、または、その確認を取締役等に要求するなど、分配可能額を超える配当を未然に防ぐための措置を取るべきであったと解される。

しかしながら、コンセックの監査役がこのような対応を取った形跡はなく、また、2025 年 5 月 14 日の取締役会直後に開催された監査役会においても何ら意見が述べられた事実は認められなかったことから、監査役には任務懈怠があったと評価し得る。

もっとも、本件配当が実質的にはコンセックの財務を棄損させたとは認められないこと、監査役全員が分配可能額を超過することを認識していなかったこと、分配可能額についてはトーマツが確認していると信じていたこと、監査役も報酬の 3 か月分の 1 割相当額の自主返納や再発防止のための対応を取る姿勢を見せていることは、上記取締役の場合と同じである。

そこで、当委員会としては、監査役についても、損害賠償責任を追及する必要はないものと判断する。

ウ　会計監査人の責任

会計監査人は、その任務を怠ったときは会社に対し損害賠償責任を負うところ（会社法第 423 条 1 項）、剰余金の配当議案は会計監査人の直接の監査対象ではない。

2006 年 5 月の会社法施行により、旧商法計算書類の「利益処分案」が廃止されたことを受け、剰余金の配当は会計監査人の直接の監査対象ではなくなった。そのため、会計監査人が分配可能額の検証に関与していなかったとしても、そのことだけをもって善管注意義務に違反しているとは言えない。

一方で、会計監査人は、会社法第 397 条 1 項において、「その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。」とされている。この点、上述のとおり、担当会計士は株主総会前に本件配当議案が分配可能額を超過していることを認識したものの、会社はそのまま本件配当議案を株主総会に上程する方針を決め、担当会計士もそのことを把握していたが、監査役会に対し報告をしていない。

これについて、担当会計士は監査役にあらためて報告すべきとの考えに至らなかったとのことであったが、違法配当は会社法に違反する重大な事実であることからすると、監査役会に報告すべき対象であったことは否定できないと考える。しかしながら、配当の実施の可否はあくまでコンセックが判断すべきことであるほか、担当会計士が認識した時期も株主総会のわずか 3 日前であり、担当会計士は一応代表者らには直ちに報告をしているという事情もある。また、担当会計士が故意に監査役への報告をしなかったというわけでもない。さらに、上述のとおり、本件配当議案と同時に資本準備金 1,500 百万円をその他資本剰余金に振り替える議案が決議されており、当該振替えは債権者からの異議がなく、2025 年 9 月 1 日に効力が発生していることからすれば、結果として配当原資は確保されており、分配可能額規制が企図するところの債権者保護の趣旨は損なわれていないと評価できる。

以上を総合的に勘案すると、当委員会としては、監査役会への報告はすべきだったと考えられるものの、会計監査人についても、損害賠償責任を追及する必要まではないものと判断する。

4　再発防止策

(1)　社内研修等の実施

本件配当を実施した最大の原因は、会社法が定める分配可能額規制に関する知識と意識の欠如にあると評価できる。そのため、まずは当該規制の内容、計算書類等から分配可能額を算定する方法、分配可能額から控除される科目の内容等、取締役、監査役、担当部署の従業員が備えておくべき会社法等の基本的な知識を勉強会や研修等の実施により獲得することが必要である。そして、その知識を風化させないために、当該知識を社内で整理し、引継ぎ可能な状態にしておくべきである。

(2) 業務分掌の明確化と作業方法の策定

本件配当に至る中で、役職員も含め分配可能額を確認、検討した者は社内では誰もいなかった。上述のとおり、会計監査人が確認するはずという期待、信頼を抱くのは無理からぬ面があるものの、これは社内で確認する必要性を否定する理由とはならない。そのため、分配可能額を確認する担当部署がどこなのか、その中の誰が責任者となるのか、当該部署から報告された内容をさらに確認する担当取締役を定めるかなど、配当に関する業務分掌を明確に定めるべきである。また、その前提として、社内で配当額をどのように決定し、これを誰が担当部署に伝えるのかなど、配当案策定の経路も明確にすべきである。

また、実際の計算書類等から配当議案の作成までの作業については、手順書、チェックリストなどを使用することにより、客観的な形で作業や検証漏れがないかを確認する「見える化」を図ることが必要と考える。

(3) 役員会の審議方法の改善

本調査の中で、取締役会の開催、審議過程について確認したところ、取締役に対する次第及び資料は当日席上で配布されており、事前に共有されていた情報は、取締役会で議事とされる事項の連絡のみであった。また、配当議案に限って見ても、配当原資を確認することができるコンセック単体の財務状況を示す資料はなく、連結ベースの決算短信が配布されているのみであった。

監査役会は、取締役会開催後に引き続き開催されていたが、議事の資料は取締役と同じであり、その配布方法についても取締役会と同様、当日配布であった。

このような審議状況を見ると、そもそも取締役や監査役が議案を精査、吟味する資料や時間は十分ではなく、少なくとも、事前配布を徹底するなどの対応が必要と考える。また、会社経営にとって基本となる収支、財務状況については、例えば、毎月の月次資料を作成、共有するなど、オンタイムの経営情報を取締役、監査役に提供し、これを取締役等も確認する方策を検討することが必要と考える。

また、配当議案については、配当原資の確認と配当額の算定方法を記載した資料を別途準備すべきと考える。

(4) 内部監査の充実化

内部監査については、全社的な観点に加え、業務プロセスレベルでの内部統制についても監査を実施することを計画しているものの、その実態は相当程度形骸化しており、業務プロセスレベルの内部統制については、一部の営業所の取引内容等を監査しているにすぎなかった。例えば、内部監査計画に従った監査項目には決算財務報告プ

ロセスも含まれているところ、実態は全社的な観点での体制の確認に止まっており、業務プロセスレベルの確認までは行われていない。実際に実施する内部監査の対象を同計画に従った内容とすべきである。そして、配当議案作成プロセス等を監査対象に含めることも検討すべきである。

また、このような内部監査の実効性を高めるためにも、まずは会社として、内部統制の仕組みが構築され、有効に機能しているかを今一度精査すべきである。そして、監査役監査などを通じて、内部監査による確認がきちんと実行されているか、その体制が機能しているかを会社として検証すべきである。

なお、内部監査室は、2026 年 3 月期以降、1 名体制から 2 名体制に変更されており、会社としてその機能を充実させる対応を取っているところである。

(5) 内外部人材の活用

本件配当議案のような計算書類等に基づく確認については、相当程度の専門的知識が必要になると思われる。会計監査人に都度相談することのほか、社内で人材を育成することも考えられる。社内で人材を確保できない場合、公認会計士等の資格を持った人材を雇用することが効果的な対策ではあるが、これが難しい場合は、外部の専門家に都度相談する体制を整えることを検討すべきである。例えば、顧問弁護士に総会議案を確認してもらうなど、法令違反の有無を積極的に相談していくことは初歩的な対策であると言える。

以上